

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第30号

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（昭和41年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) 企業局に勤務する職員で次の職にあるもの ア (略) イ <u>事業所</u> （新潟県企業局組織規程第4条に規定するものをいう。）の所長、 <u>参事及び次長</u> （ <u>課長級以上の職級にあるものに限る。</u> ）の職 (2) (略)	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) 企業局に勤務する職員で次の職にあるもの ア (略) イ <u>発電管理所、水道事務所及び利水事務所</u> （新潟県企業局組織規程第4条に規定するものをいう。）の所長 <u>及び参事</u> の職 (2) (略)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。